

# 児童手当制度が変わります

児童手当制度の一部が改正されたことにより、  
令和6年10月分より支給対象や支給額等が拡充します。  
初回支給日は令和6年12月13日です。

## 制度改正の内容

	令和6年10月分から
対象児童年齢の拡大	対象年齢が高校生年代（※1）まで拡大されます。
所得制限の撤廃	所得額で「手当が支給されない」「支給額が5,000円」となる制限がなくなります。
多子加算の増額	3人目以降の子は、月額30,000円となります。
第3子以降の数え方	大学生年代（※2）まで多子加算としてカウントします。
支給回数の増加	支給月が年6回（偶数月）に変わります。

※1 高校生年代＝令和6年度は平成18(2006)年4月2日～平成21(2009)年4月1日生まれの子。

※2 大学生年代＝令和6年度は平成14(2002)年4月2日～平成18(2006)年4月1日生まれの子。

## 支給額の例（こどもが4人の場合）

令和6年 9月分まで (拡充前)	こどもの年齢	20歳	17歳	13歳	10歳
	児童の数え方	算定対象外	第1子	第2子	第3子
	支給月額	支給対象外	支給対象外	10,000円	15,000円

令和6年 10月分から (拡充後)	こどもの年齢	20歳	17歳	13歳	10歳
	児童の数え方	第1子	第2子	第3子	第4子
	支給月額	支給対象外	10,000円	30,000円	30,000円

## 大学生年代のお子さんがある方へ

大学生年代の子の生活費等の経済的負担をしている場合で、0歳から大学生年代の子を含めてカウントすると子の人数が3人以上となる場合は、『監護相当・生計費の負担についての確認書』を提出することで、多子加算の増額が適用されます。

大学生年代の子を含めた人数が、3人以上とならない場合は『監護相当・生計費の負担についての確認書』は必要ありません。

## 全ての方が自動的に受給できるものではありません

お手続きのご案内とQ&Aを確認し、**手続きが必要**です に該当される方は、必要な手続きをお願いいたします。  
手続きに必要な用紙は全て下部掲載の二次元コードからダウンロードできます。  
手続きなどの詳細は、市ホームページからご確認いただけます。

市ホームページ



詳しくはHPで

認定請求書



児童手当を  
受給されていない方

監護相当確認書



大学生を含めて  
3人以上子がいる方

申請用フォーム



WEBフォームから  
申請される方



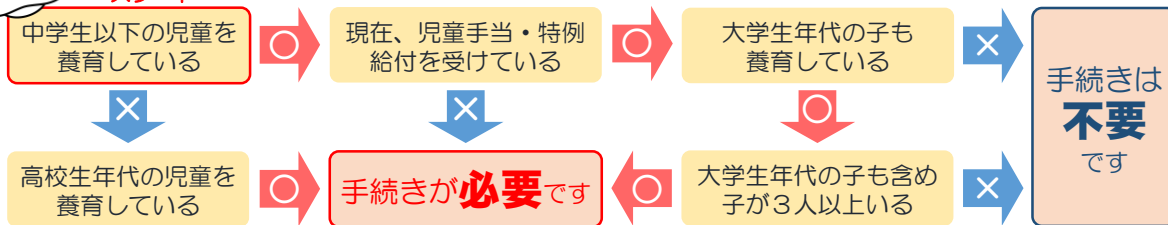
# お手続きのご案内

改正（拡充）で新たに対象となる方の手続きの期限  
**令和6年10月31日（木）まで【必着】**

〔最終期限〕令和7年3月31日（必着）



スタート



お手続きは…

郵送

申請書をダウンロードして下記送付先までご郵送願います。

WEB

QRコードから申請用フォームにアクセスしてお手続き願います。

窓口

本庁舎子ども家庭課、各庁舎窓口にてお手続き願います。

## 児童手当拡充Q&A

Q 手当の受給者は、父母のどちらでもいいですか？

A 所得制限は撤廃されますが、引き続き所得の高い方を受給者として申請してください。

Q 現在児童手当をもらっています。他にもう1人、市外の高校に通い、学校の寮に住んでいる高校生がいます。何か手続きは必要ですか？

A 現在児童手当が支給されている方で、高校生年代の子の住民票がむつ市にあり、児童手当受給者である親と同世帯の場合には、手続は不要で増額します。むつ市に住民票がない高校生年代の子については、お手続きが必要です。

Q 高校生年代の児童が就職している場合、児童自身に相当程度の所得がある場合も拡充後の児童手当の支給対象となりますか？

A 児童に就労収入があったり父母等と別居している場合でも、父母等が当該児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合は支給対象児童となります。

Q 大学生年代の子が就職している場合も、多子加算のカウント対象となりますか？

A 子が就職していても、父母等の経済的負担がある場合は、多子加算のカウント対象となります。なお、「経済的負担」とは、以下の2つの条件をどちらも満たしている状態のことをいいます。  
① 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること  
② 生計費の相当部分の負担をしていること

Q 現在児童手当を受給していて手続きは「不要」になりましたが、通知はありますか？

A 支給月額が変更となる場合は、12月上旬までに通知をお送りします。支給月額が変わらない場合の通知はありませんが、支給期間は自動的に延長されます。また、12月の支給から支払通知書の送付がなくなりますのでご了承ください。

## お問い合わせ・送付先

むつ市子ども家庭課 子育て給付グループ

☎0175-22-1111 内2515（平日9:00～17:00）

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

